

○令和5年度医療機関・福祉施設等物価高騰対策支援金（下期分）Q & A 【幼児教育・保育施設】

更新日：令和6年1月30日

区分	No.	問	回 答	参考
光熱水費	1	なぜ、居宅訪問型認可外保育施設は対象外なのか。	居宅訪問型保育事業者（いわゆるベビーシッター）は、児童の自宅で保育するもので、保育時間にかかる光熱水費は児童の家庭が支払っていることから対象外となります。	
	2	同じ建物で別の事業所（放課後児童クラブ、病院等）を運営している、自宅で認可外保育施設を運営しているなどの理由で、幼児教育・保育施設としての光熱水費がわからない場合はどうなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>別の事業所や自宅専用の部屋がある場合、面積按分して申請額を算出します。施設内訳書の「総床面積」欄に建物の総床面積を、「対象床面積」欄に総床面積から別の事業所や自宅専用の部屋の面積を除いた面積を記載してください。指定のExcelファイルに入力した場合は、申請額が自動計算されます。</li> <li>書面申請の場合は、申請マニュアル「1 支援金の概要」の（3）支給額のアに記載されている「※3 面積按分比（R5年度上期支援金と同じ考え方）」により算出して記載してください。</li> <li>別の事業所や自宅専用の部屋がない場合、面積按分の必要はありません。</li> </ul>	申請マニュアル
食 材 費	3	なぜ、居宅訪問型認可外保育施設は対象外なのか。	居宅訪問型保育事業者（いわゆるベビーシッター）は、児童の自宅で保育するもので、ご飯についてはご家庭が用意するため、保育時間にかかる食材料費は児童の家庭で支払っていることから対象外となります。	
	4	給食を1週間のうち1日しか提供していないが申請してもよいのか。	募集要項（※認可外保育施設の場合は献立表）を整備し給食を実施しており、食料費の価格高騰の影響を受けているのであれば対象となります。	
	5	月ごとや日ごとに給食を提供する人数が異なるが、あくまで令和5年10月1日に在園していた園児に限られるのか？令和5年10月下旬に入園した児童は含まないか？	給食の提供を受けている園児数は、令和5年10月1日時点の在園児に限って記入してください。 給食提供人数の算出の複雑化を避けるため、基準日以降の入園、転園による給食提供人数の変動は考慮しません。	
	6	給食を提供しているが、募集要項に給食費の記載をしていない場合には申請できないのか？ （認可外保育施設の場合は献立表を整備していない場合）	募集要項（※認可外保育施設の場合は献立表）を整備していない場合、その他の給食を提供していることが分かる書類を提出していただき、申請施設が給食を提供していることが確認できれば補助対象とします。	
	7	既に徴収した値上げ相当額に係る本支援金支給額分とは、どのように算出するのか。	返還額 = (令和5年度給食費※ - 令和3年度給食費※) × 1/2(6か月分) × 1/2(補助率) ※各年度の給食費は4月から翌年3月までの1年間分の給食費を指します。 ただし、上記の計算により保護者への返還額が3,000円を上回る場合には、3,000円を返還額の上限とします。	
	8	どのように保護者への返還するのか。	手段は問いません。現金支給や今後の給食費にて返還額分安く徴収することが想定されます。	
	9	保護者へ返還したことを証明する書類は提出する必要があるか。	提出は不要。ただし、支援金の受給に疑義等が生じた場合には、県が施設に対し監査等を実施するため、保護者への返還等に係る書類についても申請書と同様に7年間保管してください。	
	10	保護者へ価格転嫁した分（値上げた分）の金額を、今後の給食費からは下げなくてはいけないのか。	本支援金を申請したことを条件に、現状の給食費を値上げ前に戻すことは想定していない。（値上げ前に戻すかはあくまで事業者の判断。） ただ、値上げをしている上で本支援金を申請するのであれば、物価高騰の影響を受けているのは保護者になるため、値上げ相当額に係る本支援金支給額分は保護者に返還すること。	
11	本支援金を受給した場合、今後給食費を値上げしてはいけないのか。	食料費の価格高騰を理由に実施する値上げでなければ、事業者の判断となります。  【食料費の価格高騰を理由に値上げする場合】 R5年度下期（令和5年10月から令和6年3月）の食料費高騰分の経費に対し支援を行っているため、この期間に値上げを行うことは望ましくない。R5年度下期にて給食費の値上げを行うのであれば、値上げ相当額に係る本支援金支給額分の金額を保護者へ返還してください。 なお、令和6年4月以降の値上げについては、施設の判断となります。		